

# 須佐地区巡回バス運行業務委託仕様書

## 1. 趣旨

本仕様書は、須佐地区巡回バス運行業務の委託内容及び履行方法（以下「委託業務」という。）について定める。

## 2. 事業運営に関する基本方針

萩市（以下「市」という。）は、地域住民の移動手段を確保することを目的に、須佐地区巡回バス（以下「バス」という。）の運行を行うものである。

受注者は、次に掲げる基本方針に基づき運転業務を行うこととする。

- (1) 関係法令等を遵守し、安全運行に万全を期すこと。
- (2) 常に注意を持って運転業務を行うこと。
- (3) 利用者の意見等について、運営への反映に努めるなど、バスを利用しやすいようサービス水準の維持、向上に努めること。
- (4) 効率的かつ効果的な運営を行うこと。
- (5) 個人情報を適切に保護すること。

## 3. 業務の内容

### (1) 運行方法について

- ① バスの利用者からの予約に応じて運行し、運賃を收受しない無償運送で行う。
- ② 受注者は、バス利用者の予約受付業務を行う。
- ③ 受注者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- ④ 運行区域は、萩市大字須佐地内とする。

### (2) 委託業務期間について

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (3) 運行日等について

- ① 運行日は、土曜日、日曜日、祝日、及び12月29日から1月3日を除く日とする。
- ② 運行開始時刻は午前7時50分を原則とする。
- ③ 地域住民等の移動手段の確保を図るため、受注者は上記を踏まえて、運行時間や運行便数、その他利用者に対する配慮事項等について、市へ任意の様式で運行計画を提案すること。

### (4) 運転業務について

- ① 受注者は、安全第一に運転業務を遂行し、確実、円滑に運行するため、運転者の健康管理等に十分注意すること。
- ② 受注者は、本業務に携わる運転者に対して安全運転の励行等を徹底するとともに、運転業務の開始前と終了後の運行車輛の点検を行うこと。
- ③ 事故発生時は、受注者の被害・加害を問わず、乗客の安否確認や救急対応等を行うとともに、市の担当課へ連絡し、必要に応じて代替え運行が実施できるよう体制を整えること。
- ④ 事故発生による費用は、自動車損害賠償責任保険や受注者が加入する自動車保険（任意保険）で対応するものとする。

なお、受注者の責めに帰すべき理由により、市又は第三者に損害を与えたとき、受注者が加入する自動車保険で対応できないものについては、受注者が損害賠償の責任を負うものとする。

- ⑤ 事故発生時には、遅滞なく市の担当課に報告すること。
- ⑥ 受注者は、不測の事態への対応を適切に行うこと。
- ⑦ 苦情等への対応を適切に行うこと。
- ⑧ バス運転者は、萩市のバスを運転していることを自覚し、安全運転及び親切丁寧な対応に努めること。

(5) 運行車両について

- ① 運行車両は、市が使用権利を有する車両を受注者に貸与することとする。
- ② 受注者は、市から貸与を受けた車両の日常点検や清掃、燃料補給等の維持管理を適切に行うこと。
- ③ 車両保管場所については、受注者が用意した場所を使用する他、市と協議の上で市が用意した場所を使用することを可とする。

貸 与 車 両	
車 名	トヨタ・ハイエース（ステーションワゴン）
乗 車 定 員	10名
排 気 量	2700cc
燃 料 の 種 類	ガソリン
車両登録年月日	平成31年2月22日
そ の 他	上記車両が修繕等により、貸与が困難な場合においては、市が有する他の車両を貸与する。

(6) 予約受付業務について

- ① 受注者は、萩市のバスを運行していることを自覚し、親切丁寧な受付対応に努めること。
- ② 予約の受付期間は、バス利用者が利用する1週間前から30分前までとし、受付時間は、平日の午前8時から午後4時までとする。
- ③ 予約受付は、電話による受付を原則とし、受注者は予約受付の電話番号を定めること。

(7) 保険について

バス利用者、対人・対物、車両、及びバス運転者にかかる自動車損害賠償の任意保険は、受注者により加入すること。

#### 4. 業務上の必要な手続等について

(1) 運行に関する書類の整備等

- ① 受注者は、バスの運転者の安全な運転のための確認表（別紙様式1号）を作成し、毎月10日までに前月分を市の担当課へ提出すること。
- ② バスの運転者は、乗務ごとに運行前点検表及び運行日報を任意の様式により作成し、毎月10日までに前月分を市の担当課へ提出すること。
- ③ 事故が発生した場合、受注者は事故の記録（別紙様式2号）を作成し、市の担当課へ提出すること。

## 5. バスの運行費用について

- (1) 次の費用は、受注者の負担とする。
  - ① 油脂類消耗品費、自動車保険料、運転者と予約受付業務の賃金等の運行にかかる諸経費
  - ② 車両の法定点検料、及び修繕費等の維持管理経費
  - ③ その他、バスの運行により生じる経費
- (2) 運行に係る燃料費は、市が負担する。  
なお、燃料給油は、市が指定する箇所で行うこと。
- (3) 委託料の支払方法は、毎月ごとに支払うこととし、請求方法や支払時期は市と受注者との契約のうえで定める。

## 6. 法令等の遵守

バスの運転に当たり、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならぬ。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- (2) その他関係法令

## 7. 事業の継続が困難となった場合の措置

### (1) 受注者の責めに期すべき事由による場合

受注者の責めに期すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は事業の取消又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部停止をすることができるものとする。

その場合、市に生じた損害は、受注者が賠償するものとし、次期事業者が円滑かつ支障なく、バスの業務を遂行できるよう、引継を行うものとする。

### (2) その他の事由による場合

不可抗力等、市及び受注者双方の責めに帰すことの出来ない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより当該事業契約を解除できるものとする。

なお、この場合において受注者は次期事業者が円滑かつ支障なく、本業務を遂行できるよう、引継を行うものとする。

## 8. 個人情報の保護

本委託業務において、乗客の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令を遵守するとともに、その管理には細心の注意を払うこと。

## 9. その他協議事項

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の内容の解釈に疑義が生じた場合は双方協議によりこれを定めるものとする。

## 安全な運転のための確認表

令和 年度

運転者	運 行 前							運 行 後								
	運転日	確認時刻	確認者	疾病 ・ 疲労	酒気帯びの確認			指示事項等	確認時刻	確認者	疾病 ・ 疲労	酒気帯びの確認			運転 日誌 への 記入	指示事項等
					目視	検知器	酒気					目視	検知器	酒気		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		
	/	:		有・無			有・無		:		有・無			有・無		

作成年月日	年 月 日
-------	-------

## 事故の記録

事務所名	
------	--

運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)

事故の発生場所

---

---

---

---

事故の概要（損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等）

---

---

---

---

---

---

事故の原因

---

---

---

---

---

再発防止対策

---

---

---

---